

【よくある質問】

再生可能エネルギー全般

No.	質 問	回 答
1	再生可能エネルギーとは何ですか。	枯渇するおそれがなく、半永久的に利用可能なエネルギーで、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス(動植物などから生まれた生物資源)などです。
2	再生可能エネルギーの固定価格買取制度について教えてください。	再生可能エネルギーで発電された電気を、電力会社が一定期間、一定価格で買い取ることを国が約束する制度で、平成24年7月から始まりました。 詳しくは、下記ホームページをご覧ください。 http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/kakaku.html

太陽光発電

No.	質 問	回 答
1	遊休地に太陽光発電設備の設置を考えていますが、補助金等県の支援策は何かありますか。	太陽光発電設備に対する県の補助制度はありません。 なお、中小企業者向けの融資制度(環境保全資金)があります。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。 http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/eco/kankyuu/ondanka/kankyuuhozenssikinhatudennsisetu.html

小水力発電

No.	質 問	回 答
1	小水力発電を行う場合に、河川法では、どのような手続きが必要ですか。	河川は、国土交通大臣が指定する一級河川、都道府県知事が指定する二級河川(栃木県内にはない)、市町村長が指定する準用河川、それ以外の普通河川の4種類があります。 一級河川、二級河川、準用河川の3種類は、河川法が適用され、河川の水や土地を使用する場合には、あらかじめ河川管理者の許可や登録を得る必要があります。 具体的には、河川の水を使用するために必要な「水利使用の許可」(河川法第23条)又は「水利使用の登録」(河川法第23条の2)、土地を使用するために必要な「土地の占用の許可」(河川法第24条)、河川区域内で工事を行う場合の「工作物の新築等の許可」(河川法第26条)及び河川保全区域内で工事を行う場

	<p>合の「河川保全区域における行為の制限」（河川法第55条）に関する許可について、それぞれの発電所ごとに必要な許可又は登録申請を行うことが必要です。</p> <p>普通河川については、河川法は適用されませんが、市町村長が管理条例を定めている場合には、それに沿って手続き等を行うこととなります。</p> <p>なお、河川がどの種類の河川に該当するかの確認は、最寄の土木事務所にお問い合わせください。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

バイオマス発電

No.	質 問	回 答
1	<p>県内にある、畜産バイオガスプラントを教えてください。</p>	<p>県の畜産酪農研究センターにプラントが設置しており、広く県民の方に対しても見学を受け付けています。</p> <p>見学を希望される方は、下記ホームページをご覧ください。</p> <p>http://www.pref.tochigi.lg.jp/g70/bio_gasplant/biogasplant_observe.html</p>